令和８年11月号

宮古労基署ニュース

死亡災害ゼロ継続日数



宮古署管内　令和８年11月１日時点

建設業　86日　　その他の業種　12日

死亡災害速報

先月、宮古署管内で伐採作業中、かかり木による死亡災害が発生しました。

【災害の概要】
被災者がチェーンソーを用いて立木の伐倒を行ったところかかり木が発生し、その後にかかり木が落下して被災者に接触したもの。

かかり木の処理について再確認しましょう！

まず第一に…

かかり木が生じた場合は**速やかに**処理する！（安衛則第478条第１項）

かかり木を速やかに処理することが困難な場合は…

かかり木の処理に従事する者以外の者が、かかり木が激突することにより危険が生じる箇所に立ち入ることについて禁止する。禁止する旨を見やすい箇所に表示して禁止する、又は、表示以外の方法により禁止した時は、縄張、標識の設置等の措置によって表示する。その後、遅滞なく処理する。（安衛則第478条第１項ただし書）

かかり木を処理する場合の禁止事項は…

①かかり木にかかられている立木を伐倒させてはいけません！（安衛則第478条第２項）

②かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒させてはいけません！＝いわゆる「浴びせ倒し」（安衛則第478条第２項）



③かかり木を元玉切りしてはいけません！（チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン）

④かかり木を肩に担ぎ、移動すること等によってかかり木を外してはいけません！（チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン）

⑤かかられている木に上り、かかり木又はかかられている木の枝条を切り落とすこと等によりかかり木を外してはいけません！（チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン）

詳細についてはこちらから➡

いわて年末年始無災害運動のお知らせ

11月は準備期間です！！

本県においては、例年、12月から１月にかけての寒冷期に発生する転倒災害の**約６割**、交通労働災害の**約５割**が路面凍結など**冬季特有要因によるもの**となっており、冬季における労働災害防止が極めて重要となっています。また、これから迎える年末年始は、慌ただしさも加わり、季節要因以外の墜落・転落災害など多く発生している災害も重点的に労働災害防止対策を徹底する必要があります。

このため、準備期間を含め、各事業場においては、次の取組などを通じて安全意識の高揚及び安全衛生対策の取り組みの更なる徹底をお願いします。

- 経営トップによる安全への所信表明
- 冬季特有災害の防止
- 14次労働災害防止計画に基づく取組の再徹底
- リスクアセスメント・KYの実施及びこれらを踏まえた危険の見える化の実施
- 安全パトロールなど労働災害防止対策の点検の実施
- 労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動への参加



12月１日から岩手県最低賃金が1090円になります！

～最低賃金のチェック方法～



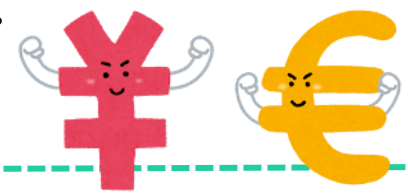
1　時間給の場合　時間給≧最低賃金額（時間額）

2　日給の場合
日給÷１日の所定労働時間≧最低賃金額（時間額）
ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には、日給≧最低賃金額（時間額）

3　月給の場合
月給÷１箇月の平均所定労働時間≧最低賃金額（時間額）

4　出来形払制のその他の請負制によって定められた賃金の場合
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金算定期間において出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間で除した金額≧最低賃金額（時間額）

5　上記１～４の組み合わせの場合
例えば基本給が日給制で各手当（職務手当等）が月給制などの場合は、それぞれ上の２、３の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）とを比較します。



詳細についてはこちらから➡